

平成 24 年 3 月 29 日  
日本年金機構

## 平成 24 年 4 月以降の年金記録問題関係データの公表について

- 1 年金回復額等への紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ関連データの反映について
  - 記録訂正により年金額が増額となる件数や金額については、毎週公表しているが、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せを契機とする件数や金額については、システムの制約により、一部（年金事務所経由で再裁定するもののみ）しか反映できなかった。
  - 今般、システムからのデータの抽出が可能となったことから本年 4 月以降、全てのデータをもれなく「記録訂正による年金額（年額）の増額」に反映するよう改善する。  
ただし、週次でのデータ集計がシステム運用上困難なことから「記録訂正による年金額（年額）の増額」の公表は 4 月以降月次で公表することとしたい。（データ更新は翌月末頃）
- 2 年金額回復の具体的事例（上位 10 ケース）について
  - 全国の年金事務所で年金額試算を行ったもののうち増加年金額が大きい 10 ケースの公表は、具体的な記録回復事例の公表を通じて、被保険者、受給者にご自身の記録の確認を促すとともに、取り組みの成果をお知らせすることを目的に、22 年 4 月から毎週実施している。
  - 公表開始から 2 年が経過し、今般、1,000 事例が集積されたことから、本年 6 月を目途に、これらの事例につ

いて分析を行って、どのようなケースで記録が見つかり年金が増額になっているかについて整理し、公表することとしたい。

- なお、記録問題対応の進展に伴い、公表事例の回復額が次第に低下傾向にある一方で、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せ作業の進捗により、比較的少額の回復事例が増加しつつある状況にかんがみ、今後、増加年金額が大きい具体的事例の集計・公表はとりやめることとし、記録訂正に伴い新たに受給権が発生した事案の件数（平成 23 年 12 月末段階で 486 件）について、集計・公表したい。

### 3 再裁定申出の機構本部への進達期間について

- 再裁定申出の年金事務所から機構本部への進達期間については、記録問題が発覚した平成 19 年から 20 年当時、記録は見つかっても、なかなか年金に反映されないという苦情に対して現状把握と情報公開、取り組みの成果をお知らせするため、週次で公表してきたもの。
- 進達期間は、平成 21 年 3 月時点で 1.7 月かかっていたものが、22 年 1 月には 0.6 月となり、23 年 2 月からは 0.3 月を維持している。再裁定申出の件数も減少傾向にあり、今後も現在の進達期間が維持される見込みであること、また再裁定の平均処理期間、未処理件数も月次で公表していることから今後は、月次での公表としたい。

## 年金額回復の具体的事例

平成24年1月10日から平成24年1月14日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	(参考)一定の前 提での増加総額 の機械的計算 ( )
				回復前	回復後		
1	故人 (82歳)	男	436,400円	1,496,700円	1,933,100円	回復前の厚生年金加入期間270月に92月を追加  ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(弟)が相談窓口を訪れる。  ご遺族に故人の年金記録の確認をお願いしたところ、ご遺族の申出の職歴と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。  今回の記録判明による増額分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約960万円 (未支給分)
2	故人 (73歳)	女	406,000円	461,800円	867,800円	回復前の厚生年金加入期間0月に94月を追加 (老齢基礎年金受給者)  ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(子)が相談窓口を訪れる。  ご遺族に故人の年金記録の確認をお願いしたところ、ご遺族の申出の職歴と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金が受給できることになった。なお、今回の記録判明による増額分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約530万円 (未支給分)
3	82歳	女	375,800円	1,499,900円	1,875,700円	回復前の厚生年金加入期間320月に97月を追加  「受給者便」の回答票が事務センターから回付される。  ご本人が「もれがある」と申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,270万円
4	72歳	女	366,700円	641,700円	1,008,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に173月を追加 (老齢基礎年金受給者)  年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。  ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,060万円
5	79歳	女	359,500円	478,200円	837,700円	回復前の厚生年金加入期間0月に174月を追加 (老齢基礎年金受給者)  年金記録の再確認に、ご本人の代理人(子)が相談窓口を訪れる。  ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金が受給できることになった。	約1,040万円
6	82歳	女	327,100円	1,005,000円	1,332,100円	回復前の厚生年金加入期間97月に95月を追加  年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。  ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約940万円
7	故人 (81歳)	女	326,000円	521,800円	847,800円	回復前の厚生年金加入期間106月に73月を追加  ご本人(故人)の死亡届等の手続きに、ご遺族(子)が相談窓口を訪れる。  ご遺族に故人の年金記録の確認をお願いしたところ、ご遺族の申出の職歴と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。  今回の記録判明による増額分の年金は、ご遺族に未支給年金として支払われることになる。	約680万円 (未支給分)

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算
				回復前	回復後		
8	75歳	女	325,700円	766,900円	1,092,600円	回復前の厚生年金加入期間40月に102月を追加  年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。  ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約940万円
9	78歳	男	319,400円	659,500円	978,900円	回復前の厚生年金加入期間0月に66月を追加(老齢基礎年金受給者)  「受給者便」の回答票をご本人が持参し、相談窓口を訪れる。  ご本人が「もれがある」と申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。  記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金を受給できることになった。	約760万円
10	67歳	女	316,200円	255,300円	571,500円	回復前の厚生年金加入期間0月に125月を追加(老齢基礎年金受給者)  年金記録の再確認に、ご本人が相談窓口を訪れる。  ご本人の申出の職歴等により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録(フリガナの一部相違)が判明し、記録を統合した。  記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回の記録判明により老齢厚生年金を受給できることになった。	約910万円

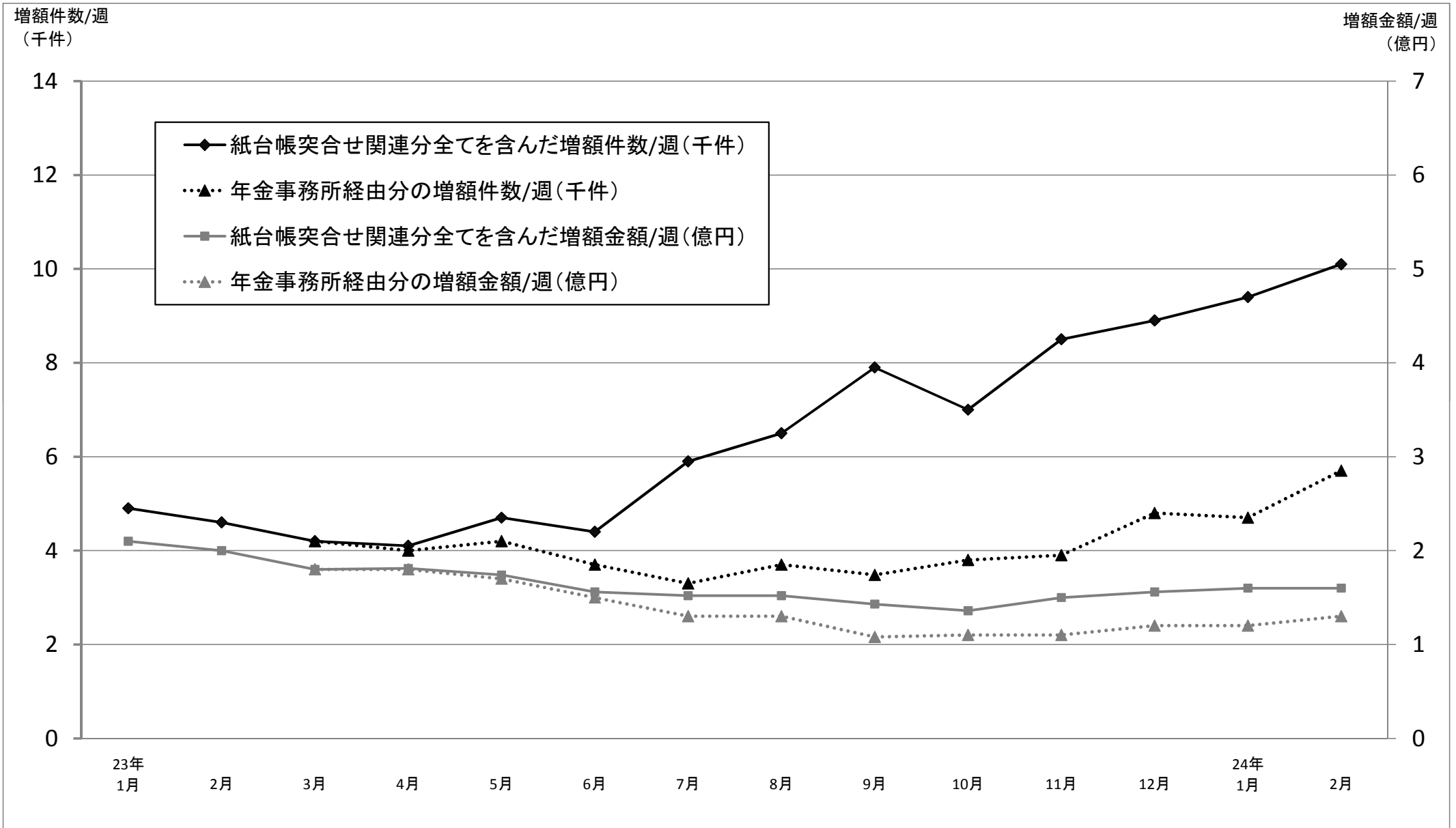
年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

受給者便(加入期間及び報酬額のお知らせ)	2件(事例 3、9)
その他(一般年金相談)	8件(事例 1、2、4、5、6、7、8、10)

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.86歳、女性+23.89歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

### 記録訂正による年金額(年額)の増額件数・金額(週平均)



## 年金記録問題への取組状況について(平成24年3月23日現在、速報値)

項目	細項目	直近数値	集計時点	前回比・前回数値	前回集計時点
ねんきん特別便・定期便	年金事務所分	2.0万件	24年1月末	2.7万件	23年12月末
	機構本部分	8.9万件		10.2万件	
(注)「訂正あり」回答のうち、「調査中」件数	ねんきん定期便	22年3月までの受付	24年1月末	0.3万件	23年12月末
		年金事務所分		0.2万件	
	機構本部分	0.6万件			
	22年4月以降の受付	0.9万件			
		8.1万件		9.0万件	
5000万件の未統合記録	18年6月以降の統合数(全体)	1,630.9万件	24年3月9日 (累計)	+1.4万件	24年3月2日 (累計)
	厚年／国年	1,314.0万件／316.9万件		+1.2万件／+0.2万件	
	男／女	744.6万件／885.5万件		+0.7万件／+0.7万件	
	60歳以上／未満(18年6月時点の年齢)	422.0万件／1,178.7万件		+0.3万件／+1.1万件	
再裁定申出の機構本部への進達	平均処理期間	0.3か月	24年3月9日	±0.0か月	24年3月2日
	進達に至っていない申出件数	0.6万件		±0.0万件	
再裁定	平均処理期間	2.1か月	24年2月末 (3月15日支払分)	±0.0か月	24年1月末
	未処理件数	3.3万件		-0.1万件	
時効特例給付	平均処理期間	2.0か月	24年1月末 (2月15日支払分)	-0.3か月	23年12月末
	未処理件数	1.8万件		+0.3万件	
記録訂正による年金額(年額)の増額(※2)(※3)	件数	6.4千件	24年3月第1週分	5.8千件	24年2月第4週分
	年金額増額の総額(概算値)	1.6億円		1.3億円	
コールセンター ( )外は、年金記録問題に対応する「ねんきん定期便専用ダイヤル」の数値 ( )内は一般年金相談の「ねんきんダイヤル」の数値	応答率	91.9%(88.1%)	24年3月第2週分	91.9%(89.0%)	24年2月第5週分 ～3月第1週分
	応答呼数／総呼数	2.1万件／2.3万件 (12.0万件／13.6万件)		2.4万件／2.6万件 (9.4万件／10.5万件)	
年金事務所の窓口相談 ( )外は、年金事務所の記録問題専用窓口の数値 ( )内は、一般の年金相談窓口の数値	相談窓口の待ち時間(13時時点)が1時間を超える年金事務所数(全国312事務所)	3月5日(月):0(4) 6日(火):0(5) 7日(水):1(6) 8日(木):0(2) 9日(金):0(3) 10日(土):0(1)	24年3月第2週分	2月27日(月):0(7) 28日(火):0(3) 29日(水):0(1) 3月1日(木):0(2) 2日(金):0(1)	24年2月第5週分 ～3月第1週分
年金事務所段階における記録回復件数	国民年金分	1,742件	24年1月末	1,724件	23年12月末
	厚生年金保険分	6,167件		5,131件	

(※1) 速報値のため、今後修正があり得る。

(※2) 年金記録を訂正する際に、年金事務所が受給者に対しお示した年金見込額の試算結果(再裁定申出を受け付けたもの)の報告をとりまとめたものであり、必ずしも実際に年金記録が訂正された件数・金額の合計ではない。また、年金額(年額)は、過去に遡及して一時金として支給する額ではない。

1件当たりの年金額(年額)増額は平均4.9万円、65歳の平均余命(平成22年簡易生命表)は男:18.86年、女:23.89年。

(※3) 平成20年5月以降の累計は、件数:152万件、年金額増額の総額(概算値):752億円